

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【登録番号】実用新案登録第3123843号(U3123843)

【訂正の登録日】平成21年1月6日(2009.1.6)

【登録公報発行日】平成18年7月27日(2006.7.27)

【出願番号】実願2006-3740(U2006-3740)

【国際特許分類】

B 44 C 5/04 (2006.01)

A 41 G 1/00 (2006.01)

【F I】

B 44 C 5/04 B

A 41 G 1/00 S

【訂正書】

【提出日】平成20年12月24日(2008.12.24)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1枚が透明もしくは半透明の同一サイズで且つ同一形状の2枚の板1,2を平行に置き、この2枚の板1,2を垂直に立てた時に2枚の板の間に形成される空間3が密封されるように、曲面もしくは多面体、もしくは曲面と平面などを組み合わせた面で構成されるように設けたインテリア用品であって、空間3の内部に装飾品4を固定する様に取り付け、平行に置いた2枚の板1,2が脚部を構成すると共に、該二枚の板1,2は形成される空間3の鍔状部となるように構成とした事を特徴とするインテリア用品。

【請求項2】

請求項1において、設けられる空間3が曲面もしくは多面体もしくは曲面と平面を組み合わせた面の一部が切り欠かれて、空間3が密封されずに一部が開放されている事を特徴とするインテリア用品。